

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

マイナンバー  
キャラクター



# 皆さんの個人情報を 安全に管理・利用します

10月5日に番号法が施行され、マイナンバー制度が始まりました。地方公共団体などそれぞれの情報管理機関は、これまで以上に安全・適正に個人情報を管理・利用しなければなりません。区は、皆さんの個人情報を厳格に保護し、個人情報の流出や不正使用を防止します。

今回は、個人情報を安全に管理・利用するための情報セキュリティ対策の取り組みを紹介します。

【問合せ】▶区の情報セキュリティ対策について…情報政策課(本庁舎8階) ☎(5273)3503・FAX(3209)9946、▶マイナンバー制度について…企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3894・FAX(5272)5500へ。

## 新宿区の取り組み

### 外部からの攻撃への対策

常に最新のコンピューターウイルス対策ソフトを適用し、日々複雑化するウイルスに継続的に対策を講じています。また、不審な通信を監視・遮断し、情報漏えいを未然に防止します。

### 厳重なアクセス管理

職員がアクセスできる個人情報等の範囲を限定しています。また、アクセスする際は、厳格なパスワード認証が必要です。

### 情報の持ち出しを制限

USBメモリ等の外部記録媒体へ情報を保存できなくすることで、パソコンやサーバーからの情報の持ち出しを制限しています。

### その他の対策

全職員を対象に、情報セキュリティ対策の自己チェックをするほか、不審メール受信時の対応訓練を行っています。また、情報セキュリティ内部監査・外部監査を実施しています。



## マイナンバー制度における情報連携のセキュリティ対策

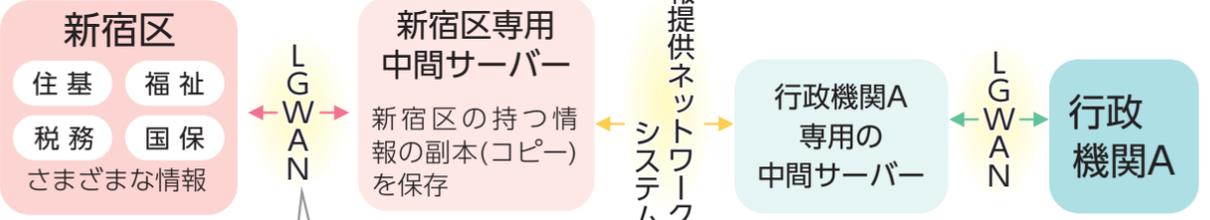
マイナンバー制度における各行政機関間の情報連携は、新たに設置する「中間サーバー」「情報提供ネットワークシステム」を通じて行われます。

### ●中間サーバー

各行政機関が、他の行政機関に提供する情報(副本)を保存するサーバーです。  
▶各行政機関ごとに設置  
▶法令で決められた情報のみを保存し、氏名・個人番号等、個人を特定できる情報は保存しない

### ●情報提供ネットワークシステム

各行政機関の間で、中間サーバーを介して情報連携する際に使用するネットワークシステムです。  
▶インターネットの接続はなく、行政機関のみが使用できる  
▶通信は暗号化  
▶地方公共団体間の連携は29年7月(予定)から



### ●LGWAN(行政機関専用ネットワーク)

中間サーバーに情報を保存する際に使用するネットワークです。  
▶インターネットの接続はなく、行政機関のみが使用できる  
▶通信は暗号化

※情報連携のための通信は、全てインターネットの接続のない行政機関専用の回線を通じて行われます。通信の際に、外部から侵入されて情報が漏えいする心配はありません。

## マイナンバー制度に 便乗した詐欺にご注意を

電話で公的機関を装い、マイナンバー制度に便乗して金銭をだまし取る詐欺が発生しました。国や区役所から電話でマイナンバーをお聞きすることはありません。不審な電話には即答せず、警察署へご連絡ください。

## ケーブルテレビの広報番組

# 11月は わたしのまち新宿

地域の多彩な魅力を紹介する区の広報番組です。

11月は、神楽坂の新たなシンボルと、区内570店以上の参加飲食店で利用できる「しんじゅく地域飲食券」を紹介します。

### ●番組の放送

11月1日(日)～30日(月)、ジェイコム港・新宿(11チャンネル)で、毎日3回放送します。

▶午後0時30分～0時50分

▶午後4時～4時20分

▶午後11時～11時20分

※番組は、新宿区ホームページでも動画配信します。また、11月4日(水)から、区政情報センター(本庁舎1階)、区立中央図書館(大久保3-1-1、旧戸山中学校)・四谷図書館(内藤町87)でDVDを貸し出します。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・FAX(5272)5500へ。

※ケーブルテレビの受信については、ジェイコム港・新宿 ☎0120(914)000へ。

▼まちの人に尋ねながら神楽坂の新たなシンボルを目指す



飲食券の  
購入  
販売



## 「新宿区立図書館基本方針(改定)」(素案) 「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」(素案) へのご意見を募集します

### ■新宿区立図書館基本方針(改定)

平成20年に策定した「新宿区立図書館基本方針」から7年が経過し、社会状況や区立図書館をめぐる動向が変化したことから、方針を改定します。

### 素案の概要

区立図書館は、区民がさまざまな課題について自ら考え、解決することを支援します。また、図書館が区民の皆さんに分かりやすい情報提供をすることで、「区民にやさしい知の拠点」であることを使命とし、これに基づき、次の6つの方針を中心にさまざまな事業に取り組みます。

#### ①区民に伝える図書館

多様な資料や情報を収集し、充実して、区民に分かりやすい情報を提供していきます。

#### ②区民を支える図書館

区民の生活に即した様々な相談や解決につながる情報提供をめざします。

#### ③区民が集う図書館

新宿に住み、働き、学び、活動する多様な人々の情報交換や交流を支援していきます。

#### ④子どもの成長を応援する図書館

子どもの健やかな成長を応援し、子どもの読書環境の充実と活動支援をしていきます。

#### ⑤ICTの利活用の推進

図書館情報システムの充実とICT(情報通信技術)のさらなる活用をめざします。

#### ⑥図書館環境の整備

新中央図書館等の建設や地域図書館を整備していきます。また、より利用しやすい図書館づくりを行います。

### ■第四次新宿区子ども読書活動推進計画

「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」(計画期間/24年度～27年度)に引き続き、子どもたちが多くの本と出会い、読書の素晴らしさに触れられるよう、「第四次新宿区子ども読書活動推進計画(28年度～31年度)」を策定します。

### 素案の概要

これまでの施策の成果等を検証し、▶家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の充実、▶区立図書館、子育て関係施設の読書環境・読書活動の充実、▶学校における読書環境・読書活動の充実に取り組むことで、下記の目標の達成を目指します。

### 5つの数値目標

- ①区立図書館の子ども延べ利用人数の増加
- ②区立図書館における子どもの年間貸出冊数の増加
- ③区立図書館における団体貸出冊数の増加
- ④区立図書館における団体貸出の利用率の増加
- ⑤区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少

### ●ご意見を募集します

素案の全文は、区立図書館・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所で閲覧できるほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。

皆さんからいただいたご意見を参考に、今後、計画の策定を進めます。ご意見には、住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入し、11月25日(水)までに郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください(氏名等の個人情報は、公表しません)。新宿区ホームページからも受け付けます。

【意見の提出先】▶新宿区立図書館基本方針(改定)…中央図書館、▶第四次新宿区子ども読書活動推進計画…こども図書館、いずれも〒169-0072大久保3-1-1、旧戸山中学校 ☎(3364)1421・FAX(3208)2303へ。